



立川市会計年度任用職員（月額報酬制） 採用試験募集案内

《令和7年度採用》

学童保育所指導員

随時募集

立川市子ども育成課
令和7年2月

立川市会計年度任用職員（月額報酬制）採用試験募集案内

身 分	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する 会計年度任用職員
職 種	学童保育所指導員【会計年度任用職員（月額報酬制）】
仕 事 の 内 容	・学童保育所での児童の保育指導業務 ・その他事務作業（パソコン作業含む。）等
学 歴（履 修 科 目）	不問
必 要 な 経 験 等	不問
必 要 な 免 許・資 格	保育士、幼稚園教諭、学校教諭のいずれかの資格を有すること
採 用 人 数	2 名
任 用 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで ※ 任用開始日については状況によって相談可。 ※ 最初の 1 ヶ月は条件付採用となります。 ※ 翌年度に同一の職がある場合は、人事評価による勤務成績などを踏まえて、再度任用されることが可能です（連続 4 回かつ 65 歳まで）。 ※ 再度任用の上限到達後においても、その後の採用試験に合格すれば改めて採用されることが可能です。
勤 務 場 所	市内学童保育所
勤 務 日・勤 務 時 間	【学校の事業のある日】 1 月・水・木 11 時 00 分～18 時 00 分（または 17 時 00 分） 2 火・金 13 時 00 分～18 時 00 分（または 17 時 00 分） 【学校の事業のない日】 1 月～金 8 時 00 分～16 時 30 分（3 交代制） 8 時 30 分～17 時 00 分 9 時 30 分～18 時 00 分 2 土 8 時 00 分～17 時 00 分 ※ 時間外勤務：延長保育対応時間帯及び土曜保育対応時間帯（やむを得ず他の業務に従事した場合は、振替又は時間外勤務手当相当の報酬を支給します。）
休 日・休 暇 等	【週休日・休日】 土曜・日曜・祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日） 【有給の休暇】 年次有給休暇（10 日）、病気休暇、公民権行使等休暇、ドナー休暇、産前産後休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産介護休暇、子どもの看護休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、短期の介護休暇、事故休暇 【無給の休暇・休業】 介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業

報 酬 ・ 手 当	報酬月額 199,600 円（令和 6 年度実績） ※ 規定により、別途通勤費及び時間外勤務手当相当の報酬を支給します。 ※ 規定により、期末勤勉手当を支給します。
社 会 保 険	健康保険（共済短期）、厚生年金保険、雇用保険 ※ 災害補償については、労働者災害補償保険又は公務災害補償を適用します。
選 考 方 法	・ 一次試験：書類選考（履歴書及び職務経歴書） ・ 二次試験：体力測定・面接試験（一次試験合格者のみ）
面 接 日 程 等	日程：一次試験合格者へ調整後に連絡します。 場所：立川市役所（立川市泉町 1156 番地の 9）
応 募 方 法	【提出書類】 ① 履歴書：市販の履歴書（写真貼付） ② 職務経歴書：形式不問 ③ 返信用封筒：長型 3 号（120mm×235mm）の封筒に自己宛の住所宛名を記入して 110 円切手を貼付（選考結果通知用） 【郵送申込】 郵送先 〒190-8666（宛先記載不要） 立川市子ども育成課 学童保育所係 採用担当宛 ※必ず簡易書留で送付してください。簡易書留によらない事故については、責任を負いません。 【持参申込】 ① 受付時間 平日の 9 時 00 分～17 時 00 分（時間厳守） ② 受付場所 立川市役所子ども育成課窓口（1 階 23 番窓口）

そ の 他	✓ 試験結果については、合否に関わらず全員に通知します。ただし、辞退の場合は省略させていただきます。 ✓ 試験に関する提出書類は、一切お返しできません。 ✓ 申込書の記載事項に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。 ✓ 営利企業への従事等については、職務専念義務に支障を来するような長時間労働や信用失墜行為に抵触し得る兼業（業務と利害関係のある場合等）は行わないことを前提とします。 ✓ 災害が発生した場合、職務実態に応じて災害対応の職務を行っていただくことがあります。
お 問 い 合 わ せ	平日の 9 時 00 分～17 時 00 分（12 時 00 分～13 時 00 分は除く） 子ども育成課学童保育所係 採用担当者 電話 042-523-2111 内線 1301

【注 1】 次の各号の一つに該当する方は受験できません。

（地方公務員法第 16 条の欠格条項）

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 立川市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【注 2】 地方公務員法上の服務に関する規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、職務に専念する義務、信用を保つ義務、秘密を守る義務、政治的行為の制限等）が適用され、一定の義務違反に対しては懲戒処分の対象となります。

【注 3】 勤務条件は応募開始時点の予定であり、改定があった場合はその定めるところによります。